

市税の公示送達について

○納税通知書の送達について

地方税の課税は、地方税法等の法令に定められた様々な要件を満たすことによって成立しています。納税義務者に対して納税通知書を送達することも要件のひとつです。

この納税通知書の送達については、納税義務者ご本人が実際に受け取っていない状況であっても、法律上の規定により通知書が届いている通知書が届いている扱いとなり、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されます（地方税法第 20 条第 4 項）。

通常の取扱いによる郵便（普通郵便）又は信書便により書類を発送した場合は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されます。したがって、郵便で発送した書類が市に返戻されない場合は、送付先に送達されたものとされます。郵便事故などが原因で届いていないことが明らかであると証明されない限り、送達されたものとして取り扱われますので、督促手数料も納めていただく必要があります。また、延滞金も通常通り計算されます。

市に返戻となった書類については、調査を行った上で送付先が確認できない場合は、公示送達の手続きを行います。公示送達により市の掲示板に掲示された書類は、掲示の日から起算して 7 日を経過した日に送達されたものとみなされます（地方税法第 20 条の 2）。

つきましては、転居や転出をする場合は住所変更の届出を行い、市税が滞納とならないようお願いします。

納める市税があるはずなのに、納付書等が届かない場合は税務課までご連絡ください。

なお、非課税の方には納税通知書はお送りしていません。

※特別徴収（給料から天引き）の方は、勤務先を通じて通知書を交付しております。